相談支援事業所学び舎あい

こんなとき、相談支援専門員がお話をうかがいます その他、ご事情に応じて、安心できるくらしをお手伝いします

職場や近所でトラブルになりやすい

- コミュニケーションの支援
- ・生活の支援

体の都合が悪く、杖がほしい

- ・福祉用具の相談
- ・手続きの支援

いつも泣き声が聞こえているが 大丈夫か

- ・様子伺い
- 権利擁護

話の内容を分かりやすく伝えたい・教えてほしい

- コミュニケーション支援
- ・制度の利用

お金が足りなくならないように使いたい

- 助言
- ・制度の利用

近所に心配な人がいる 困っていないかしら

- ・様子伺い
- ・使いたいサービスの利用手続き

職場で自分だけ怒られてばかり すぐ仕事を辞めてしまう

- 就労支援
- 福祉サービスを知りたい
- サービスの紹介
- ・利用手続きの支援

子どもの成長が遅くて心配

- 発達相談
- 療育相談

心身の具合が悪く生活が不安 相談したい

- 医療 健康相談
- ・制度の利用

施設や病院にいる 住み慣れた所で暮らしたい

- ・ 地域生活への準備支援
- ・日常生活への支援

など

お気軽にご連絡ください

社会福祉法人四恩会 特定相談支援事業所 学び舎あい

〒925-0157 羽咋郡志賀町堀松辰 73 番地

電話:0767-32-5300 Fax:0767-32-5304

E:mail: manabiya@shionkai.or.jp

manabiyasoudan@shionkai.or.jp

福祉サービスを利用する際の、計画作成も担当しています

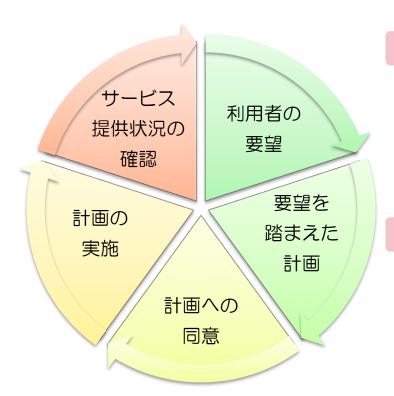
健康で安心できるくらし

相談支援専門員は、相談支援の計画を作成する担当です

総合支援法・児童福祉法では、福祉サービス等を利用する方の自立した 生活を支え、抱えている課題の解決や適切なサービス利用に向けて、 よりきめ細かく支援することになりました

> 相談支援専門員は、サービス等の利用により、 "利用される方が望むくらし"を実現できるよう サービス等利用計画を作ります

計画相談の流れ



計画の前にうかがいたいこと

- ・小身の状況や、置かれている環境
- ・日常生活の状況
- ・現在受けているサービス
- これから受けたいサービス
- ・ 現在の課題
- ・サービス事業所への要望
- その他

サービス等利用計画の検討内容

- ・生活に対する意向
- ・総合的な支援の方針
- ・現在の課題
- ・サービスの目的と達成時期
- ・サービスの種類・内容・量
- ・サービス提供の留意事項 など

社会福法人四恩会 指定特定相談支援事業所 学び舎あい

羽咋郡志賀町堀松辰73番地 電話 0767-32-5300